

大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2-7 (略)</p> <p><u>8 この要綱において「ICカード」とは、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合が発行する自動計量システム ICカードのことをいう。</u></p> <p>(許可の事業に係る変更)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)-(8) (略)</p> <p>(9) 承認車両の登録番号(ナンバープレート)を変更する場合 ア ケ (略) コ <u>自動計量システム ICカード貸与願(第29-1号様式)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 規則第15条第1項第4号に定める事業の用に供する施設の種類及び数量を変更する場合 ア 承認車両の代替の場合、使用車両明細(第2号様式)、車</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2-7 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(許可の事業に係る変更)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)-(8) (略)</p> <p>(9) 承認車両の登録番号(ナンバープレート)を変更する場合 ア ケ (略) (新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 規則第15条第1項第4号に定める事業の用に供する施設の種類及び数量を変更する場合 ア 承認車両の代替の場合、使用車両明細(第2号様式)、車</p>

両格納庫（第 6 号様式）、車体表示の承認申請書（第 8 号様式）、車体デザイン図（第 9 号様式）、自動車検査証の写し、車両使用承諾書（第 10 号様式）、自動計量システム IC カード貸与願（第 29-1 号様式）

イ 承認車両の増車の場合、作業対象名簿（第 4 号様式）（作業対象が新規増加した場合のみ提出）、承認車両増車申請書（第 21 号様式）、承認車・代車・臨時増車の作業報告書（第 22 号様式）（全ての承認車両及び臨時増車につき申請直前の 1 週間分）、入札業務に係る委託契約書の写し（当該入札業務に伴い一般廃棄物収集運搬業許可期間内の期間限定（1 年間）で増車を申請する場合）、自動車検査証（増車車両分）の写し、車両使用承諾書（第 10 号様式）、承認車両の駐車場の使用権原を確認できる書類、使用車両明細（第 2 号様式）、車両格納庫（第 6 号様式）、車体表示の承認申請書（第 8 号様式）、車体デザイン図（第 9 号様式）、自動計量システム IC カード貸与願（第 29-1 号様式）

（臨時使用車両等）

第 11 条 許可業者は、承認車両が故障や検査等により使用できない場合やごみの増量等により承認車両だけで収集できない場合にお

両格納庫（第 6 号様式）、車体表示の承認申請書（第 8 号様式）、車体デザイン図（第 9 号様式）、自動車検査証の写し、車両使用承諾書（第 10 号様式）

イ 承認車両の増車の場合、作業対象名簿（第 4 号様式）（作業対象が新規増加した場合のみ提出）、承認車両増車申請書（第 21 号様式）、承認車・代車・臨時増車の作業報告書（第 22 号様式）（全ての承認車両及び臨時増車につき申請直前の 1 週間分）、入札業務に係る委託契約書の写し（当該入札業務に伴い一般廃棄物収集運搬業許可期間内の期間限定（1 年間）で増車を申請する場合）、自動車検査証（増車車両分）の写し、車両使用承諾書（第 10 号様式）、承認車両の駐車場の使用権原を確認できる書類、使用車両明細（第 2 号様式）、車両格納庫（第 6 号様式）、車体表示の承認申請書（第 8 号様式）、車体デザイン図（第 9 号様式）

（臨時使用車両等）

第 11 条 許可業者は、承認車両が故障や検査等により使用できない場合やごみの増量等により承認車両だけで収集できない場合にお

いて、承認車両以外の車両を臨時に使用するときは、使用の前日（担当課の執務時間に限る。）までに、臨時使用車両承認等申請書（第 25-1 号様式）（当該車両の自動車検査証の写しを添付すること。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 臨時の場合であって、かつ、事前に臨時使用車両承認等申請書の提出ができない場合（担当課の執務時間外を理由とする場合に限る。）は搬入しようとする処理施設に予め電話連絡し、第 13 条第 1 項の規定に基づき貸与されている緊急時のみ使用可能な IC カード（以下「緊急用 IC カード」という。）を使用して、搬入することができるものとする。ただし、この場合、当該処理施設に電話連絡を行った直近の担当課の執務時間に、臨時使用車両承認等申請書（当該車両の自動車検査証の写しを添付すること）及び緊急用自動計量システム IC カード使用報告書（第 25-2 号様式）を市長に提出し、その確認を受けなければならない。

3-8 （略）

（IC カード）

第 13 条 IC カードの貸与を受けようとする許可業者は、市長に対して IC カード貸与願を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された IC カード貸与願の内容に

いて、承認車両以外の車両を臨時に使用するときは、使用の前日（担当課の執務時間に限る。）までに、臨時使用車両承認申請書（第 25 号様式）（当該車両の自動車検査証の写しを添付すること。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 臨時の場合であって、かつ、事前に臨時使用車両承認申請書の提出ができない場合（担当課の執務時間外を理由とする場合に限る。）は搬入しようとする処理施設に予め電話連絡し当該臨時使用車両を使用できるものとする。ただし、この場合、当該処理施設に電話連絡を行った直近の担当課の執務時間に、臨時使用車両承認申請書（当該車両の自動車検査証の写しを添付すること）を市長に提出し、その確認を受けなければならない。

3-8 （略）

（新設）

基づき、必要と認める IC カードを許可業者に貸与する。

3 許可業者は、処理施設に搬入する際、前項の規定により貸与された IC カードを用いて搬入しなければならない。

4 許可業者は、IC カードを紛失し、滅失し、き損し、又は汚損した場合は、直ちに担当課に対して自動計量システム IC カード紛失・破損届（第 29-2 号様式）により届け出るとともに、再度 IC カードの貸与を受けなければならない。

5 許可業者は、承認車両の減少等により貸与を受けた IC カードの一部又は全部が不要になった場合、速やかに担当課に対して、自動計量システム IC カード返却届（第 29-3 号様式）を添えて不要になった IC カードを返却しなければならない。

6 許可業者は、第 11 条第 2 項に規定する場合を除き、緊急用 IC カードを使用してはならない。

（搬入先及び搬入回数の指示）

第 13 条の 2 市長は、一般廃棄物収集運搬業の許可申請時に提出された作業計画、作業対象名簿（第 4 号様式）に記載された収集月量及び前年度に搬入実績がある場合はその搬入実績に基づき、許可業者ごとに基本となる搬入回数（以下「基本搬入回数」という。）を設定し、基本搬入回数に基づき、市長が指定した処理施

（搬入票）

第 13 条 市長は、一般廃棄物収集運搬業の許可申請時に提出された作業計画、作業対象名簿（第 4 号様式）に記載された収集月量及び前年度に搬入実績がある場合はその搬入実績に基づき、許可業者ごとに基本となる搬入票（第 29 号様式）の交付枚数（以下「基本交付枚数」という。）を設定し、基本交付枚数に基づき、市長

設の搬入回数を半月（各月の前半、後半）ごとに搬入先及び搬入回数指示書（第 40 号様式）により許可業者に通知する。

（削除）

2 許可業者は、基本搬入回数を上回る搬入が見込まれる等の理由により指示された搬入回数の変更を希望する場合、搬入回数追加・搬入先変更申請書（第 30 号様式）により、市長あて申請し、必要な指示を受けなければならない。

3 許可業者は、第 1 項の規定により設定された基本搬入回数の変更を希望する場合、基本搬入回数変更申請書（第 31 号様式）により、担当課にあて申請し、必要な指示を受けなければならない。

（削除）

別表 1

事務	担当部署
（略）	（略）
（略） ・臨時使用車両承認等申請書の受理及び承認	担当課

が指定した処理施設の搬入票（第 29 号様式）を半月分（各月の前半、後半）ごとに許可業者に交付する。

2 許可業者は、処理施設に搬入する際、搬入票（第 29 号様式）に必要事項を記載し、処理施設に提出しなければならない。

3 許可業者は、搬入票（第 29 号様式）の追加または交換を希望する場合、搬入票追加・交換発行申請書（第 30 号様式）により、市長あて申請し、必要な指示を受けなければならない。

4 許可業者は、基本交付枚数の変更を希望する場合、搬入票交付基本枚数変更申請書（第 31 号様式）により、担当課あて申請し、必要な指示を受けなければならない。

5 許可業者は、搬入票（第 29 号様式）に余剰が生じた場合、速やかに担当課に返却しなければならない。

別表 1

事務	担当部署
（略）	（略）
（略） ・臨時使用車両承認申請書の受理及び承認	担当課

(略) ・ 駐車禁止等除外車両標章発行 願の審査、駐車禁止等除外車 両標章の発行並びに交付 ・ ICカードの貸与	
--	--

様式 別紙

第1号様式－第24号様式 (略)

第25-1号様式 臨時使用車両承認等申請書

第25-2号様式 緊急用自動計量システム ICカード使用報告書

第26号様式 臨時使用車両承認証

第27号様式－第28号様式 (略)

第29-1号様式 自動計量システム ICカード貸与願

第29-2号様式 自動計量システム ICカード紛失・破損届

第29-3号様式 自動計量システム ICカード返却届

第30号様式 搬入回数追加・搬入先変更申請書

第31号様式 基本搬入回数変更申請書

第32-1号様式－第39号様式 (略)

第40号様式 搬入先及び搬入回数指示書

(略) ・ 駐車禁止等除外車両標章発行 願の審査、駐車禁止等除外車 両標章の発行並びに交付 (新設)	
--	--

様式 別紙

第1号様式－第24号様式 (略)

第25号様式 臨時使用車両承認申請書

(新設)

第26号様式 臨時使用車両承認証

第27号様式－第28号様式 (略)

第29号様式 ごみ搬入票

(新設)

(新設)

第30号様式 搬入票追加・交換発行申請書

第31号様式 搬入票交付基本枚数変更申請書

第32-1号様式－第39号様式 (略)

(新設)